

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により
市営住宅の一時使用を許可する場合の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年2月1日以降において新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされ、現に住宅に困窮している者（以下「離職退去者」という。）の居住の安定を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅の一時使用を許可する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(入居対象者)

第2条 一時使用により入居を認める離職退去者は、次の各号のいずれにも該当し、現に住宅に困窮していると認められる者とする。

- (1) 函館市内に住所を有すること。
- (2) 解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされた者またはその同居親族等であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(一時使用住宅の決定)

第3条 一時使用に供する住宅は、都市建設部住宅課長が決定する。

(使用期間)

第4条 使用期間は、原則として使用を許可する日から1年以内の期間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、1年以内の期間で使用期間を更新することができる。

(申請手続きおよび使用許可)

第5条 市営住宅の一時使用を希望する離職退去者は、「市営住宅一時使用許可申請書」（別記第1号様式）および「市営住宅入居誓約書」

(別記第2号様式)に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 離職退去者および同居親族の住民票の写し
- (2) 退職証明書、解雇通知書または離職票の写し
- (3) 現に居住している住居からの退去を余儀なくされていることが証明できる書類および賃貸住宅の契約書等の写し
- (4) その他必要と認める書類

2 市長は、前項の申請について、第2条の条件を満たすものに対し、その使用を許可し、申請者あてに「市営住宅一時使用許可書」(別記第3号様式)を交付する。

3 前項の使用許可期間後も引き続き市営住宅の一時使用を希望する者は、使用許可満了日の1週間前までに「市営住宅一時使用期間更新申請書」(別記第4号様式)に引き続き市営住宅の一時使用を希望する理由を記し、次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 前項の使用許可を受けた者および同居親族の所得を証する書類
- (2) その他必要と認める書類
(使用料)

第6条 市営住宅の一時使用に係る月額使用料は、6,700円とする。

2 市営住宅への入居を許可した場合または市営住宅から退去した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(住宅の返還)

第7条 市営住宅を一時使用している者が、市営住宅を返還しようとするときは、当該住宅を返還しようとする日の5日前までに市営住宅返還届(別記第5号様式)による届出書により市長に届け出て当該住宅の検査を受けなければならない。

(条例等の遵守)

第8条 一時使用の許可を受けた離職退去者は、当該住宅を使用するにあたりこの要綱に定めのない事項に関しては条例および同条例施行規

則（平成9年規則第53号）ならびに函館市財産条例（昭和39年条例第6号）および函館市財産条例施行規則（昭和39年規則第5号）を遵守するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。